

野々市市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民が参加する開かれた議会（第4条—第7条）

第3章 監視する議会（第8条・第9条）

第4章 審議する議会（第10条—第14条）

第5章 政策提案する議会（第15条—第17条）

第6章 政務活動費（第18条）

第7章 議会の災害対応（第19条—第21条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条—第24条）

第9章 最高規範性と見直し手続き（第25条・第26条）

附則

野々市市は、石川県の中央に位置し、古くから交通の要衝として栄え、住みよいまちとして発展を続けている。

日本国憲法に定める地方自治の本旨に則り、二元代表制の下、執行機関の長である市長と議決機関である議会は、市民の負託に応える責務を有している。

よって、議会は、議会の機能強化並びに議員の自己研鑽及び政治倫理向上に努め、市民の負託に応え市民生活の向上に寄与することを決意し、議会における最高規範として、この条例を定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（議員の活動原則）

第2条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に務め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

- 3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上を目指して活動しなければならない。

(会派)

第3条 議員は、会派を構成し、活動することができる。

第2章 市民が参加する開かれた議会

(開かれた議会の推進)

第4条 議会は、市民に開かれた議会を目指して、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開する。

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者から要請があったときは、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民との意見交換の場を積極的に設け、広く市民の意見を聴き、政策立案に反映させるよう努めなければならない。
- 4 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 5 委員会は、市民から要請があったときは、審査の経過等を説明する場を設けるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第3章 監視する議会

(市政運営状況の監視)

第8条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関の長（以下「市長等」という。）の市政運営状況等を監視するものとする。

(市長等との関係の透明性の確保)

第9条 議会は、市長等との関係の透明性を図るものとする。

第4章 審議する議会

(市長等と議会及び議員の関係)

第10条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議のほか、委員会における質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等及びその委任又は囑託を受けた者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して詳しい説明を求めることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 野々市市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における説明資料の作成)

第12条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(議会の自由討議)

第13条 議会は、言論の府であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の政策提案に関して審議し、結論を出すときは、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

第5章 政策提案する議会

(政策提案の推進)

第15条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策の立案及び提案を積極的に行うものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策の立案及び提案に係る能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施し、及び研修内容の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執行能力の充実を図るものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第18条 議員は、政策の立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資する目的で交付される政務活動費の執行に当たっては、野々市市議会議員政務活動費交付条例（平成17年野々市町条例第1号）の規定を遵守しなければならない。

- 2 会派又は議員は、政務活動費の交付を受けたときは、収支報告書その他関係書類を公開することにより、その使途の透明性を確保するものとする。

第7章 議会の災害対応

(災害時の体制の整備)

第19条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

(災害時の議会の役割)

第20条 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催するものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対し、提言、提案、要望等を行うものとする。

(災害時の議員の役割)

第21条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、自らの安否及び所在を明らかにするため、議長へ連絡するものとする。

- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組みが円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課されていることを深く自覚し、野々市市議会議員政治倫理条例（平成14年野々市町条例第27号）の規定を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第23条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状と課題、人口、面積及び市の将来計画等を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数の条例の改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬の改正に当たり、議員が提案する場合にあっては、市民の意見を参考にするものとする。

- 2 議員報酬の条例の改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(見直し手続き)

第26条 市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例のほか、議会運営の基本となる野々市市議会会議規則（平成23年野々市町議会規則第2号）、野々市市議会委員会条例（昭和62年野々市町条例第10号）その他議会における規則等を継続的に見直すものとする。

- 2 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的の達成について議会運営委員会において検証するものとする。
- 3 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な処置を講ずるものとする。

- 4 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。